

法務研究

アメリカにおける臨床法学教育の 理論と実務へのインパクト

チャールズ・D・ワイセルバーグ
訳 佐藤裕則

アメリカにおける臨床法学教育の理論と実務へのインパクト

チャールズ・D・ワイセルバーグ
(カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授)
訳:佐藤裕則(早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員)

I.はじめに

クリニックは、生きた依頼者がいる現実の事案を用いておこなわれる法学教育である。この方法はアメリカの法学教育に特徴的なものである。クリニックは多様な形で実施されているが、最も成功をおさめているものは、3つの機能を果たしているといえる。第一は、現実の紛争の環境で、実体法について教育し、法曹技能を訓練し、法曹としての価値観を涵養することである。第二は、現実の依頼人、または社会全体へ法的サービスを提供することである。第三は、法理論と法実務の発展と、さらには改革をもたらすことである。これら三つ、すなわち、教育、法的サービス、改革は、クリニックによればその重点は異なるであろうが、アメリカで最も力強く成功しているクリニックは、これら三つを統合して実践しているといえる。これら三つは、相互に補完し強化している。本稿は、改革に焦点をあてるが、クリニックが法改革の機能を良く果たしている理由は、クリニックが多様な機能を統合して果たしているからである。つまり、クリニックは教育と法的サービスの機能を果たしながら、ロースクール教員と学生の専門性を形成しているゆえに、法改革の効果的なエンジンとして働いているのである。本稿が法改革に焦点をあてていることは、決してクリニックの教育および法的サービスの機能を軽んじているからではない。

本稿のテーマは大きなものであり、それに十分に応えるかどうか心もとない。臨床法学教育がアメリカでどれだけ法理論と法実務を変えてきたかについて、実証的研究が準備しているわけではない。私のカリフォルニア大学バークレー校の同僚であるジェフリー・セルビンが最近ロー・ジャーナルの論文で、ロースクールの卒業生は教室での教育よりもクリニックでの教育の方が、卒業後の法実務への適応力を身につけるのに役立っていると評価していることを指摘している¹。臨床教育の効果についてはもっと研究が必要であるけれども、この指摘は重要である。本稿では、幾つかの実例を挙げて、クリニックの多様なモデルとアプローチが、法と実務の発展にどのように結びついているかを紹介する。本稿は

これらの例によって、クリニックがアメリカ全土に亘って法と実務を変革していることを実証しようとするのではなく、臨床教育がそのような潜在的力を持っていることを示そうとするものである。

II. 多様なクリニック・モデルによる法改革

アメリカの臨床法学教育には長い歴史がある。臨床法学教育が私たちの国で広く普及したのはこの40年のことにすぎないけれども、臨床法学教育はアメリカのロースクールに80年以上にわたって存在している。その歴史の長さにもかかわらず、アメリカの臨床法学教育に単一のモデルはない。臨床法学教育の現代の始まりから、圧倒的多数のクリニックは、法的サービス事務所(低所得者に民事の法的支援をする)や、公設弁護人事務所(低所得の被告人の代理をする)を手本としていたと言ってよいだろう。だが、臨床法学教育が広まるにつれて、たくさんの新しいモデルが発展してきた。かつて支配的だった、基本的に個人を代理するアプローチに加えて、多くのクリニックが特定の主題領域に焦点を当てたり、あるいは、個人の代理や団体の代理、政策事業、立法提言そして学問を結合させている。

私はクリニックによって実現される民事法改革と刑事法改革の取り組みの二つの例を詳細に紹介するつもりである。しかしそれ最初に、様々なタイプのクリニックが及ぼしていく影響を要約的に説明することにする。私がしたいのは、多様なクリニック・モデルによって有意義な法改革が行われうることを例証することである。

主に訴訟を中心とするクリニックから始めて、次に取引中心的あるいは地域中心的な実践を通じて法と実務の発展を促すクリニックを少々説明させて頂きたい。
何十年にもわたって、クリニックは訴訟を通じて実体法理論と教済手続に変革をもたらすとしてきた。アメリカの学生実務規則は、学生が弁護士または大学教員の監督下でほとんどの法廷に立つことを認めている。クリニックの実践は個人の依頼者を代理してされることがあるが、憲法や制定法の重要な原理を確立することのできる事件も稀ではない。訴訟は原告のクラスや団体を代理してなされることもある。

団体の代理の一例として、ミシガン大学の臨床法学プログラムは、長年にわたって被拘禁者を代理してきたのだが、近年、仮釈放付き終身刑に服する1200人の州刑務所囚人を代理するクラスアクション訴訟で勝訴した。ある重要な判決で、連邦地方裁判所は、仮釈放法とその手続に関する制定法上の変更をこのクラスの在監者に適切に適用することはできないと認定した²。この事件は現在上訴審に係属中であるが、これは訴訟を通じて法理論を変革しようとするロースクール・クリニックの一例である。

別の例をシカゴ大学のマンデル・リーガルエイド・クリニックの実践から挙げることが

¹ Rebecca Sandefur & Jeffrey Selbin, *The Clinic Effect*, 16 CLIN. L. REV. 57, 85-89 (2009).

² Foster Bey v. Sampson, 2008 U.S. Dist. LEXIS 108299 (E.D. Mich. 2008) and Foster-Bey v. Rubitschun, 2007 U.S. Dist. LEXIS 95748 (E.D. Mich. 2007).

できる。このクリニックは、ローガン対チャーマン・プラッシュ会社事件³において、連邦最高裁判所から全員一致の判決を勝ち取っている。ある非常に重要な判決で、最高裁判所は、ある州当局が事件を処理する制定法上の期限を過ぎてしまったという理由から、雇用差別の申立てを却下したのは誤りだったと判示した。裁判官の意見は、行政法上の申立ては合衆国憲法が保護する財産権の一形態であり、その財産的利息を恣意的に奪ってはならないことを認めた。これは個人代理を通じて成し遂げられた法理論の改革である。後で説明するように、この事件はもっと大きな訴訟戦略・法改革戦略の一部だったのである。他の例もたくさん挙げができる。トガース・ロースクールのクリニックは、ニュージャージー州法の下でバタードウーマン症候群を刑事件における免責事由として確立する判決や、非営利組織と政治家候補者はショッピングモールでパンフレットを配布してよいとする判決、またホームレスが投票できるようにすることを市に求める判決を勝ち取った。

前科記録を持つ者が職を見つけやすくするために就職申請文書式を改めるよう指示をモニ市を説得した。そして2008年、学生たちは州議会で宣誓して、記録抹消の救済をさらなる犯罪カテゴリーに拡大する法案が可決されるのを支援した。

イエール・ロースクールの地域経済開発クリニックの実践は、学生と教員がホームレスたちのために始めた実践から発展した。彼らは多くの人たち、特にすでにその学校のメンタルヘルス・クリニックのクライアントであった精神保健の元患者が住宅を見つけられないことに關心を持っていた。学生と教員は最終的には低所得者向け住宅の開発・管理を行なう非営利法人を設立した。クリニックは、ロースクールから税法や商事法の教員の参加を得て、取引法の業務を行った。たくさんの元ホームレスたちが住居を見つけ、その過程でニューヘイブン市の都市計画法に変革がなされた。学生と教員は「ホームレスのための住居：行動の手引き」という、法業務の一領域を発展させるのに役立つ手引き書を出版した。

III. ボトムアップの法改革

命がつるの個人を排除したのか——これは日本国憲法に違反する——ことから判明したものの手続きを明確化した、二つの連邦最高裁判決で勝訴する支援をした⁵。1970年代のトガース大学とコロンビア大学における一人の法学教授とその学生についても言及するのがいいかもしない。彼女は二つの先駆的なジェンダー差別事件であるリード対リード事件⁶及びクレイグ対ボレン事件⁷を学生と共に争った⁸。ルス・ペイダー・ギンズバーグが一番有名なのは連邦最高裁判所判事としてだが、彼女は数十年前は法学教授で、学生と共にこれらの事件を法廷で争っていたのである。もっと等しきけることもできるが、これらは訴訟中心的なロースクール・クリニックが争った重要な事件の実例の一部である。

法改革に携わるクリニックには別のモデルもある。メリーランド大学犯罪者社会復帰クリニックは、刑務所から出所した人たちを代理して、彼らを地域に再統合することを支援している。クリニックの学生は、有罪判決を受けた依頼者が就職への障壁を克服することを支援している。このクリニックは、この種の依頼者が突き当たる壁を和らげることをねらいとする、より広い政策課題や立法課題にも取り組んでいる。例えば、クリニックの学生は、犯罪記録の抹消を認める法律に関する研究会を開催している。彼らは、記録抹消手続に関して個人を代理し、大学のソーシャルワーク・クリニックと連携して、出所間近の人たちに法的サービスを提供している。2002年と2006年には、彼らは有罪判決を受けた人が投票できるようにするためのメリーランド州の立法を支援した。2007年、彼らは

最初に取り上げる例は、シカゴ大学のマンデル・リーガルエイド・クリニックでの雇用差別法の実践である。1970年代後半から1980年代初頭、ゲイリー・パームとランディ・シュミットの二人の臨床教員は、雇用差別訴訟の原告を代理する学生を指導した。彼らは、州当局に提起される、人種、ジェンダー、その他の差別の申立てを扱った。イリノイ州法によると、州当局は差別の申立てを調査しなければならないとされている。十分な証拠を認定したら、州当局は州委員会の行政法審判官が事件を審理することを認める。臨床教員と

3 Logan v. Zimmerman Brush Co., 455 U.S. 422 (1982).

4 See Frank Askin, *A Law School Where Students Don't Just Learn the Law: They Help Make the Law*, 51 Rutgers L. Rev. 855, 858-860 (1999).

5 Miller-El v. Dretke, 542 U.S. 231 (2005); Miller-El v. Cockrell, 537 U.S. 322 (2003).

6 404 U.S. 71 (1971).

7 429 U.S. 190 (1976).

8 See Transcription of the Clinical Legal Education Oral History Interview with Associate Justice Ruth Bader Ginsburg (Aug. 17, 2007) (describing work with students), available at: <http://lf.law.cu.edu/nacle/Transcripts/Ginsburg.pdf> (last visited Nov. 27, 2009).

学生は州委員会に係属する事件の調査を行った。彼らはこのような事件に日頃から携わっている開業弁護士ほんのわずかしかいないことを知った。開業弁護士たちがこのような事件を扱っているようには見えなかった。臨床教員は、州当局と州委員会の手続の質を向上させ、開業弁護士がこの実務に魅力を感じるようなやり方で法発展を支援しようとした。雇用差別訴訟の原告には州の費用で弁護士を依頼する資格がなかったので、原告が弁護士の援助を必要とする場合、その実務を開業弁護士が魅力を感じるようなものにすることが重要だった。法律家の援助がなかったなら、多くの差別被害者は実際に自分の請求を州当局に提起することはできなかつただろう。

臨床教員は、差別訴訟の原告への損害賠償認定の潜在的な額を引き上げる事件を争い、勝訴した。臨床教員と学生は、訴訟を通じて、精神的苦痛に対する損害賠償を求める権利、および判決前利息と弁護士費用を得る権利を確立した。臨床教員と学生は、当局と実務の改善にも大きな成功を収めた。先ほど取り上げたローガン対マーマン・プラッシュ会社事件での勝訴は、このクリニックの記念碑的事件の一つである。もっと最近では、このクリニックはイリノイ州議会を説得して、州委員会が事件に結論を下した後で州裁判所での陪審審理を受ける権利を法律に定めさせることに成功した。その立法の起草は臨床教員と学生が行った。シカゴ大学のクリニックの教員と学生はいまも、州裁判所での事実審理への新しい権利の諸侧面を含めた雇用差別法と実務について弁護士たちを教育する活動に積極的に取り組んでいる。

臨床教員がこの実践を始めてから30年経った現在、イリノイ州には原告側の雇用差別問題を扱う意欲的な弁護士たちがいる。いまでは開業弁護士がこれらの事件を扱っている。全国組織である全国雇用問題法律家協会のイリノイ州支部は活発に活動している。実体法と手続を改善しようとするクリニックの取り組みから多くの人が利益を得ており、いまでは開業弁護士がクリニックの努力がなかつたら訴訟代理人を得られなかつたであろう個人を代理している。雇用差別の申立て人は、現在では、彼らの事件が審理され、公正に判断されるためのより有意義な機会を手にしているのである。

臨床教員の取り組みがなければ、イリノイ州の法と法実務がこのように発展することはなかつただろうと思う。初期の頃は、開業弁護士の誰にとっても、このような雇用差別事件を引き受けのに必要な時間と労力を費やすことはできなかつただろう。開業弁護士がこの事業にリソースを費やせるだけの十分な財政的支援を他から得ることはなかつただろう。このクリニックが立法の提案と改革の提唱を行うことができたのは、個人の依頼人の代理に何十年も打ち込んだ結果として信頼を獲得していたためだとも私は考えている。これは、最終的には実体法と法実務の変革へつながった、成功を収めた臨床教育と法的サービス提供の例である。

「積み上げ型」改革のもう一つの紹介は、私自身のクリニックの経験によるものである。

1994年、私は南カリフォルニア大学ロースクールで臨床科目を教えていた。被疑者が弁護士の立ち会いを求めたり、警察官と話をしたくないと言った後に警察の尋問を受ける事

案を目にすることが増えていると考えていたロサンゼルスの公設弁護人から、私たちに働きかけがあった。みんなのほとんどはアメリカの刑事手続を学んだことはないと思うが、アメリカの刑事ドラマを見たことのある方なら、おそらくミランダ対アリゾナ州事件をよく存知だろう。ミランダ判決で連邦最高裁判所が確立した手続によると、警察官は拘置された被疑者を尋問する前に権利を告知しなければならない。被疑者が弁護士の立ち会いを要求したり、黙秘権行使する場合、尋問は中止しなければならない。しかし、連邦最高裁判所は、警察官がミランダ判決のこの要求に反するインセンティブを作り出している。被疑者が弁護士の立ち会いを求めたり、警察官に尋問を止めるよう求める場合、警察官は情報を得ることはできない。だが警察官が尋問を続けて供述を得たなら、公判で宣誓した被疑者に反対尋問するためにそれを使ってもよい。これは強劫に関するミランダ判決の例外と呼ばれている。

公設弁護人事務所にはこの問題を調査したり、民事訴訟を提起するためのリソースがない。けれども、私たちのクリニックにはそれがあつたのである。

学生と私は調査を行った。公設弁護人事務所の助力を得て、私たちは直ちに何十もの警察調書を収集したが、それらは警察官が普段から弁護士の立ち会いを求めた被疑者を尋問していることを物語っていた。調書はこの技術を「ミランダ外部」の尋問と呼んでいた。私たちたちは弁護団を組織して、警察官とロサンゼルス市、サンタモニカ市に対して公民権訴訟を提起した。私たちは、この実務が明るみに出れば、州警察は困惑して警察官を再教育するだろうと考えていた。だが、訴訟中に政府から手に入れた文書から、カリフォルニア州のいたるところで警察官は「ミランダ外部」の尋問を行うよう訓練されていることが分かった。そのため、市は和解ではなく、実務を守ることに決めたのだった。私たちは連邦地方法院で訴訟を行い、次いで連邦控訴裁判所で争った。私は1998年に南カリフォルニア大学からカリフォルニア大学バークレー校に移ったが、その際、事件も一緒に持つて行った。バークレーのロースクール生は私の監督の下で連邦控訴裁判所で弁論を行った。私たちちは勝訴することができた。警察官が被疑者の憲法上の権利に反するような取り調べをしたなら、警察官と市に対して訴訟を提起することができると裁判官は判決した⁹。それから私たちは二つの州警察の政策の改革（及びクリニックの弁護士費用）を条件に和解した。2001年に訴訟が終結するまで、私たちは事件を学生に法律や手続、政策を教育するための手段として使った。学生はリーガル・リサーチ、申立てや上訴書面の起案、裁判所での弁論、相手方弁護士との交渉の援助を行った。学生は憲法的刑事法や連邦法の手続について多くを学んだ。私たちは依頼者にも大いに役立った。私たちは重要な先例判決で勝訴し、訴訟は二つの州警察の改革へと直接につながった。私たちはカリフォルニア州のいたるところで政府当局によって配布されていった、ある訓練用冊子を入れた。それは警察官が「ミランダ外部」の尋問を行つたら訴訟を提起される可能性があることを州警察に

⁹ California Attorneys for Criminal Justice v. Butts, 195 F.3d 1039 (9th Cir. 2000).

警告するものである。その冊子は從来の警察実務を変革することを推奨していた。この訴訟は、さらなる改革の取り組みを支援する学問にもつながった。

この訴訟から、私と私の学生は、以前にはまったく持つていなかつた警察訓練についての見識を得ることができた。警察訓練は、裁判所における法の宣明と、裁判所の判決が街中にいる警官に翻訳される仕方とを結びつけるものなのである。

私は警察訓練、ミランダ判決、尋問実務を解説、分析する諸論文をロー・レビューに投稿した。私は私たちが行った民事訴訟を通じて得た資料を論文に利用した。次の7年以上間、私はカリフォルニア州のたくさんの州機関から訓練関連資料を得るために、(カリフォルニア州法が定める手続に則つて)多くの情報開示請求を行った。最終的には、カリフォルニア州司法省から州の警察訓練関連資料庫へのアクセスを認められた。ロー・レビューの論文は訓練関連資料を公のものにした。学生と私は、カリフォルニア州最高裁判所と合衆国最高裁判所での法廷助言書に、論文と訓練関連資料を利用した。私たちは、彼らの判決が警察と一人一人の警察官にどのように解釈されるのかについての見識を裁判所に持つてもうとした。多くの判決が、私たちが法廷助言書で行った主張を反映させ、発表された著作物を参照している。

私がこれを挙げたのは、ロースクールのクリニックは訴訟、法的サービスの提供、法改革、そして学問を結びつけるのに特に適しており、それそれは互いに支え合うことができることを示す一例としてである。これは「トップダウン」ではなく、「ボトムアップ」で生まれた法改革の取り組みでもある。学生と私は単に連邦最高裁判所の意見を読んで、理論的観点からその判決は警察がミランダ判決に反することを助長しているのかどうか議論しただけではなかった。私たちは、公設弁護人とともに、彼らが最初に気づいた問題を調査し、彼らの助力を得ながら訴訟戦略を発展させたのである。私たち自身この領域で専門性を深めることができ、この事件及び関連する訴訟、そしてより広い法改革の取り組みのための調査から学んだことを利用した。

V. 教育、法的サービスの提供、法改革への統合的アプローチ

次に、これまで挙げた例からいくつかの教訓を引き出させてほしい。そして教育、法的サービスの提供、法改革というクリニックの三つの使命の統合について取り組ませて頂きたい。

私は、クリニックは、それを教育と法的サービス提供のための優れた環境とするのと同じ性質のために、法改革に成功を収めていると信じている。もっとも優れたクリニックでは、学生は個々独立の技能を身につける以上のことを行う。もちろんアメリカのロースクールは、弁論、書面作成、交渉、その他実務的技能を教えるシミュレーション科目を提供している。実際、多くのクリニックは、シミュレーションを教育の一環として利用している。クリニックを他に類のない独自の教育環境とするのは、学生を現実の人々の現実の問題と、それがもたらすやっかいな状況に取り組まざるを得なくさせる力である。

法実務はとても困難でやり甲斐があるものである。弁護士はその生涯を通じて専門家として学習と成長を続ける。成功した弁護士は、単に法理論を機械的に適用することを行う。法理論の知識はとても重要だが、弁護士とはなによりもまず問題解決を務めとす者である。依頼者が抱える問題を解決するには、法改革や、個々の事業や事業の狭い限界を超える嘗めが必要になることもある。私たちの目標は、深い法知識を持ち、実務と問題解決に熟達し、法と法制度そして自分たち自身の実践について批判的かつ反省的に考えることのできる、未來の法律家を生み出すことである。

現実の事案と現実の依頼者を用いて教育することで、ロースクールのクリニックは学生に深い法知識を与えるのに役立つ。依頼者に助言したり、文書の起案をしたり、弁論をしたり、政府職員と交渉したりするためには、学生は法理論に精通しなければならない。学生が依頼者が抱える問題の文脈のなかで法理論を学ぶとき、法は生き生きとしている。それにはリアルな血肉がある。学生が法を本の中にだけ存在する抽象的な原理の集積としては考えないなどということはもう二度とない。学生は、法理論と法制度の輪郭、美しさ、そして欠陥についてさえ、繊細でしっかりと理解を得る。しかし、このような知識や理解と同時に、多くの問題も現れる。学生は、法が今の形をとっているのはどうにしてなのか、それはなぜなのかを自然に問うようになる。

そして、とりわけ特定のタイプの事案や依頼者に焦点を絞るクリニック・プログラムでは、学生は依頼者が抱える問題と彼らが直面する法的争点にパターンがあることに気づき始める。法や法制度を改善することで依頼者にもっとよく役立つことができるのではないかと彼らが問うのはまったく自然なことである。なぜ法は弁護士の立ち会いを求めている被疑者を尋問するインセンティブを警察官に与えているのだろうか。どうしたらそのインセンティブを取り除いて、警察実務を変革できるのだろうか。なぜコネティカット州の政策は、精神保健の患者が退院させられても住居がないにも関わらず、彼らの脱院説明化をしているのか。このような人たちに住宅供給する道を見つけることができるのだろうか。なぜイリノイ州の法律は弁護士が雇用差別訴訟の原告の代理を引き受けたための財政的インセンティブを与えていないのだろうか。どうしたら権利保護へのインセンティブを作り出しこのようなタイプの事案に熟練した開業弁護士を育成ができるだろうか。

クリニックで交わされるこのような会話は興味深く魅力的なものである。学生は法理論の限界を探り、困難な問題を投げかける。私はクリニックで20年間教えてきた。私は同じクリニックで交わされるこのような会話は興味深く魅力的なものである。学生は法理論で長年仕事をしたが、学生によつて法や実務を違う角度から考えざるをえなくさせられることのなかつた学期を思い出すことができない。法や、私が事案と依頼者について立てた想定に対し疑問が投げかけられた後、私はよりよい教育者、実務家、研究者になることができた。私は自分の学生たちにこのような熟考と發問を促したい。そして彼らの将来の弁護士活動に不可欠な特質としてそれを教え込みたい。

このようなりガル・クリニックとクリニック教育が持つ特徴はすべて、クリニックを政策、法改革、法制度改定のための重要なエンジンとするのに役に立つ。クリニックで交

わされる会話は、弁護活動と研究のための新たなアイディアを生み出す。そして、ある法領域あるいは特定の集団の依頼者のために継続的に仕事をすることで、クリニックの教員と学生は有意義な改革を働きかけるに必要な専門知識を獲得する。カリフォルニア大学バークレー校の死刑クリニックは死刑訴訟について深い知識を持っており、その経験を元に重要な貢献をすることができる。シカゴ大学のマンデル・リーガルエイド・クリニックは、イリノイ州における原告側の雇用差別訴訟の第一人者のひとつであり、裁判所と州議会に変革を求めるのに大きな信頼を得ている。メリーランド大学の犯罪前歴者社会復帰クリニックは、多くの依頼者に法的サービスを提供し、彼らのニーズを真に理解している。このクリニックは、ボルチモア市ヒメリーランド州の犯罪前歴者に影響を及ぼすあらゆる事項に変革を求める、効果的な改革提唱者となることができる。私のクリニックが尋問実務の改革に成功したのなら幸いなのだが、その実践が可能になったのは、私たちが学生と共に取り組んだ訴訟から警察の訓練と信頼性についての重要な見識を得た後になってからである。

法務研究

アメリカにおける
イノセンス・プロジェクト

大学といふ環境も重要な要素である。ノーメリカではクリニックは一般的に冒険事業ではないが、ロースクールの財政的支援を得ることで、クリニックは、相当額の弁護士報酬を生み出す見込みはないが、法と法制度の問題を掘り下げるような事案に、開業弁護士よりも自由を取り組むことができる。学生と教員の相互作用は他にない独自のものであり、法改革の意味にとって不可欠なものである。クリニックは他の実際的な専門知識をもった教員の力を借りることができる。イェール大学ロースクールでの地域経済開発事業は、租税法や商法などの教員の強力なサポートを得ている。法学部教員と他学部の教員との共同の指導によつて、実際的事業を行うクリニックの実例はたくさんある。加えて、クリニックの事業は学問を生み出すことができる。クリニックでも仕事をする教員によつて書かれた論文は極めて理論的なことがあるが、法理論が一般の人々にどのように影響を及ぼすかについての眞の理解をいつも反映している。このような学問は時には法理論と法実務の変革を支援するのに強い影響を及ぼすことができる。

V. オわりに

法改革の事業はアメリカの臨床法学教育の自然な一部であると述べることで、本稿の総じてひとしたい。最も優れたロースクールは教育、法的サービスの提供、法改革に携わるのであり、この三つの使命は互いに結びつき、支え合うものだと私は信じている。

本稿は、2009年12月12日、早稲田大学で開催されたシンポジウム「臨床法医学教育からの理論と実務へのインパクト—一日米の実績と課題—」で報告されたものを翻訳したものである。